

栃木労働局「今月(1月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



① 令和5年度 年末年始無災害運動& 荷役災害ゼロ60日運動 (12月1日～1月31日)

- ◆本年度の年末年始運動は「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」を運動標語として展開します。
- ◆更に、本年は荷役作業中に労働者が死亡するという労働災害が多発（5件）していることから、これを防止するため、物流業界が繁忙期となり、荷役作業が普段より多くなる年末年始の時期に「荷役災害ゼロ60日運動」を展開します。



年末年始
無災害運動
荷役災害ゼロ
60日運動



年末年始は、大掃除や機械設備の大きな保守点検・立上げ作業などの非定常作業が多くなる時期です。慣れない作業を行う時は作業開始前打合せを行い、作業手順を十分確認しましょう。また、「年内に終わらせる」といった急ぎの心理や休暇明けの緩んだ気持ちからくるヒューマンエラーについても十分注意しましょう。

② [令和5年] 栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2023（令和5）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額 954円

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2023（令和5）年12月31日】 ◇電子部品等製造業 時間額 1,008円

◇塗料製造業 時間額 1,061円 ◆自動車・同付属品製造業 時間額 1,016円

◆はん用機械器具製造業 時間額 1,007円 ◇計量器等製造業 時間額 1,008円

注) 1 令和5年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和5年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）954円」が適用されます。

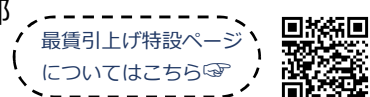
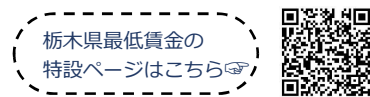
○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

*業務改善助成金: 中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

*働き方改革推進支援センター相談窓口: 中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100



③ 楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく!

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

Refresh! もっと自分らしい働き方 休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく。

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を適用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

詳しくはこちら
(年次有給休暇取得促進特設サイト)



④ キャリアアップ助成金「正社員化コース」が拡充されました！（11月29日更新）

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充

① 助成金（1人当たり）の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「**12か月**」に拡充します。
拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

② 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「**6か月以上**」に緩和します。

③ 多様な正社員制度規定に関する加算措置

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

新設

④ 正社員転換制度の規定に関する加算措置

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

※事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。

計画書の他、受給にあたっては要件があるため、
詳細は栃木労働局助成金事務センターにお問い合わせください。
TEL：028-614-2263

現行	拡充後
57万円 (42.75万円)	80万円 (60万円)

※()内大企業

詳しくは
こちら→



⑤ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！（10月1日開始）

○短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、手取り収入を減らさないよう労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。



年収の
壁への
支援策

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ハロちゃん」

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！

詳しくは
こちら→



⑥ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○**人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。

○**事業展開等リスキリング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】栃木労働局助成金事務センター TEL：028-614-2263



⑦ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます（令和6年4月以降）

○障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

